

白河駅と棚倉町を結ぶ「白棚線」沿線の見どころを2回に分けて紹介します。今月号では、関辺地域と表郷番沢地域を案内します。

バス停から離れていますが、木々の緑が深くなり、さわやかな季節にハイキングとしてちょうど良いコースです。

なお、詳しい情報は、市ホームページをご覧ください。



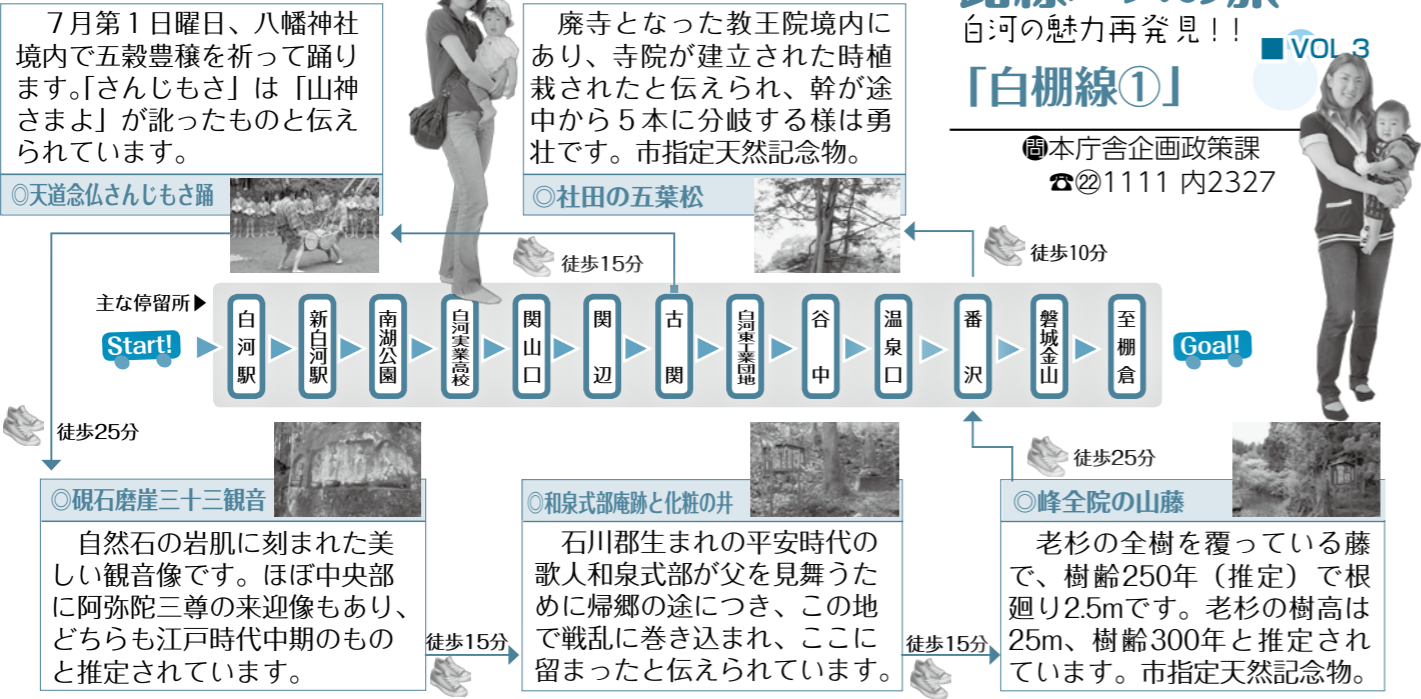
## 路線バスの旅

白河の魅力再発見!!

VOL.3

### 「白棚線①」

本庁舎企画政策課  
☎21111 内2327



## 毎年6月は「環境月間」です

### ■6月5日は何の日?

皆さんは、「6月5日」が何の日かご存じですか。正解は、「環境の日」です。これは、平成5年に施行された「環境基本法」で定められたものです。

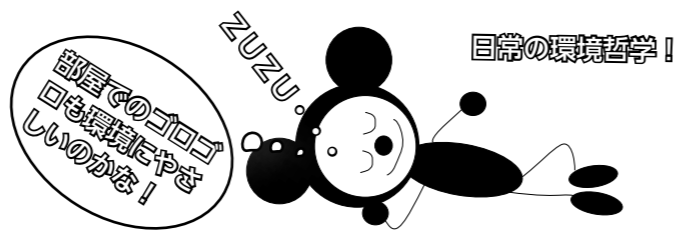
ではなぜ、この日が選ばれたのでしょうか。これは今から38年前、1972年の6月5日にスウェーデンの首都ストックホルムで「国連人間環境会議」が開催されたことを記念したものです。この会議は「ストックホルム会議」とも呼ばれ、国連が地球規模の環境問題について取り組んだ初めての会議として知られています。国連では6月5日を「世界環境デー」に定めており、この日は日本だけでなく、全世界の人々が環境について考える日です。

### ■環境月間って何?

昭和48年から平成2年までの間、当時の環境庁が6

月5日を初日とする1週間を「環境週間」と定めていました。平成3年から6月の1か月が「環境月間」と定められ、現在の環境省の主導により、全国で様々な行事が行われています。

皆さんも改めてご自身の生活習慣や身の回りの自然に目を向け、環境を大切にすることを考えてはいかがでしょうか。



本庁舎生活環境課 ☎21111 内2167  
各庁舎市民福祉課 表郷 ☎2113 大信 ☎463974 東 ☎2113

平成22年7月診療分から、小学6年生まで(出生の日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)の外来・入院時の医療費(保険診療分一部負担金)を助成します。

社会保険等に加入されている方が助成を利用するには、子ども医療費の受給資格登録申請が必要です。登録後、「子ども医療費受給資格者証」を発行します。

なお、国民健康保険被保険者に加入の方、乳幼児・小学生医療費受給が登録になっている方については、子ども医療費の受給資格登録申請は必要ありません。国民健康保険に加入の方には、6月下旬に、小学校6年生まで医療費の一部負担金が0割と記載した国民健康保険被保険者証を、乳幼児・小学生医療費受給資格が登録になっている方には「子ども医療費受給資格者証」を、それぞれお送りします。

### 医療費の助成方法

7月以降の小学校6年生までの医療費の助成方法は、加入している健康保険によって、次のとおりとなります。

- 現物給付**
- 国民健康保険に加入されている方  
医療機関等の窓口で国民健康保険被保険者証を提示してください。  
県内の医療機関で医療費(保険診療分)の自己負担はありません。
  - 社会保険等に加入されている方  
医療機関等の窓口で社会保険等の「被保険者証」及び「子ども医療費受給資格者証」を提示してください。  
本市及び西白河郡内の医療機関等で医療費(保険診療分一部負担金)が月額21,000円未満の場合は、窓口での医療費(保険診療分)の自己負担はありません。
  - 国民健康保険に加入されている方  
・県外でかかった医療費(保険診療分)については、国保年金課へ申請してください。  
・県内外問わず入院時の食事代負担額は、本庁舎子ども課へ申請してください。
  - 社会保険等に加入されている方  
医療費の保険診療分一部負担金が、月額21,000円以上の場合または、受診した医療機関が、本市及び西白河郡以外の場合には償還払い(立替払い)で、後日、口座振込みにより助成を受けることができますので、「子ども医療費助成申請書」を提出してください。  
なお、ご加入の健康保険等から高額療養費や付加給付金が支給される場合は、これらを差し引いた金額が助成の対象となりますので、申請の際は支給金額の分かる書類(支給決定通知書等)を添えて、提出してください。

# 子ども医療費制度がスタートします

安心笑顔

### 受給資格登録申請の方法

「子ども医療費受給資格登録申請書」を本庁舎子ども課又は各庁舎教育振興課、行政センターへ提出してください。

- 添付書類
  - ①被保険者証の写し(お子さん)
  - ②金融機関通帳の写し(※保護者)
  - ③付加給付証明(加入保険が全国健康保険協会(協会けんぽ)以外の方は、申請書の付加給付欄に証明が必要です)
  - ④印鑑(申請書に捺印)

※「保護者」とは通常、お子さんの被保険者証に記載してある「被保険者」(父母)になります。その他の場合(被保険者が市外居住の場合等)は相談ください。

### 注意事項

就学前のお子さんの申請で、平成22年1月現在で、保護者の住所が本市になかった場合は、当時の住所地で平成22年度の所得課税証明書を取得し、添付してください。

### ■問い合わせ先

本庁舎子ども課 内2732  
各庁舎教育振興課 表郷☎4782 大信☎3975 東☎3146